

令和3年5月7日		
資料提供		
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田	(協力金に関すること) 商工振興課 石橋・尾崎	(補正予算に関すること) 財政課 小林・西
073-441-2275	073-441-2742	073-441-2160

「県民の皆様へのお願い」の変更について

5月7日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）により緊急事態宣言の「期間の延長」と実施すべき区域に愛知県及び福岡県が追加され、また、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、北海道、岐阜県及び三重県が追加されることが決定されました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

変更項目

◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月24日）】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月11日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月11日まで）
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等の区域を指定している期間



◆変更後

【県民の皆様へのお願い（5月7日）】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月31日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月31日まで）
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間（宮城県については、5月11日まで）

※営業時間の短縮要請に伴う協力金についても、引き続き支給します。
要件の変更等の詳細は別紙をご確認ください。

今回の補正予算額：30億765万1千円

（地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分）

※財源は、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠および地方単独事業分）を活用

和歌山県営業時間短縮要請協力金【第2期】

令和3年5月12日(水)～5月31日(月)の要請期間における協力金の支給要件について

5月12日(水)から5月31日(月)までの要請期間の全期間において、連続して営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を5時から20時までとすることが要件となります。

※「営業時間短縮実施チラシ」、「休業実施チラシ」の掲示について

第1期の要請期間中(4月22日(木)～5月11日(火))に県から配布等しているチラシについては、チラシの実施期間の部分を手書き等により修正いただく形でご利用が可能です。(修正例は下記ホームページに掲載)

なお、新たにチラシを必要とされる方は、同ホームページからダウンロードいただけますのでご利用ください。

協力金(第2期)の概要

≪協力金の支給要件≫ 次のいずれの要件も満たす事業者

- (1) 和歌山市内において、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を取得して営業を行っている店舗(本社が和歌山県外にある場合も含む。)であること。
- (2) 通常の営業時間が、21時から翌日の5時までの時間帯を含んでいた店舗が、**5月12日から5月31日までの全期間**において、営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を5時から20時までとしていたこと。
※対象店舗が、要請に応じて、休業していた場合も対象になります。
- (3) 業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること。
- (4) 営業時間短縮又は休業の実施期間が分かるように、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」、またはそれらと同等の内容が含まれた書類を店舗の外側等に掲示していたこと。

≪協力金の支給額≫ 1店舗当たりの金額＝下記の1日当たりの支給額×協力日数

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超
中小企業	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		
大企業 (売上高減少額による方法)		【計算式】 1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能
※通常の定休日は、協力日数に含みません。

協力金(第2期)のホームページ

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_2nd.html

